

法務省において検討中の担保制度（動産譲渡の公示制度等）について、関係省庁も協力して、早期の実現と活用促進を図るとともに、人的保証の合理化・適正化についても検討を進める。

- ① 換金性の高い在庫品を保有する事業者（小売業、卸売業、製造業等）や不動産を保有しない再生企業が、在庫等を担保として資金を調達することが円滑に行えるように、動産譲渡の公示制度の整備を図る。
- ② 住宅会社、カード会社等が将来契約する顧客の売掛債権を担保として融資を受ける際、債権譲渡の公示を可能とする制度の整備を図る。
- ③ こうした担保の実効性を高めるための公示制度（動産譲渡の公示制度等）の整備により、事業を構成する財産全て（不動産、動産、売掛債権等）に確実かつ簡便に担保を設定することを可能とし、プロジェクトファイナンス（個別事業の収益性に着目した融資）の円滑化を図る。
- ④ 円滑な金融を阻害しないよう留意しつつ、個人保証（特に根保証）の在り方について、融資の際の実務運用の適正化のみならず、法的措置をも含め必要な見直しを行う。
- ⑤ 動産を担保として評価する仕組みや、融資先企業の経営財